

農業委員会だより



かめおか

編集発行

亀岡市農業委員会

亀岡市役所内

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話:0771-22-3131(代表)

電話:0771-25-5059(直通)

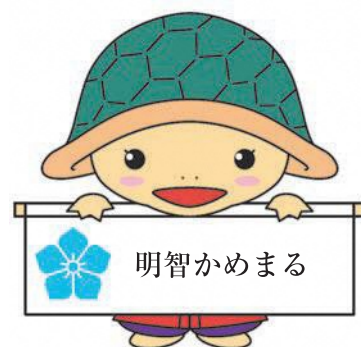


亀岡市の豊かな自然



もくじ

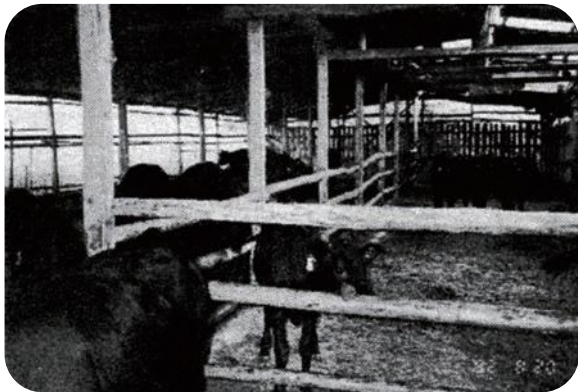
- ・ 亀岡市の豊かな自然・・・・・・・・・・・・・表紙
- ・ 市制70周年を振り返って・・・・・・・・・・・・・2
- ・ 農業委員会への申請について・・・・・・・・・・・・・3
- ・ 地域計画のブラッシュアップについて・・・・・・・・・・・・・4
- ・ 農地の貸借方法の変更について・・・・・・・・・・・・・5
- ・ 農業委員会の活動について・・・・・・・・・・・・・6
- ・ 農業者年金、農地賃借料情報・・・・・・・・・・・・・7
- ・ 亀岡市の有機農業について・・・・・・・・・・・・・8



市制 70 周年を振り返って

農業委員会とは、農地法に基づき業務を執行する行政機関です。農業委員会だよりは、農業に携わる方への情報誌として、農業委員会の活動紹介などを目的に毎年1回発刊されています。

昭和30年、1町15カ村の合併により亀岡市が誕生し、令和7年に市制70周年を迎えました。今回は、「亀岡市農業委員会だより」に掲載された写真を再度紹介し、これまでの亀岡市の農業の歩みを振り返りたいと思います。



畜産農家への視察（平成5年掲載）



保津町ひまわりランド（平成6年掲載）



農地パトロール実施の様子（平成13年掲載）



アグリフェスタ（平成13年掲載）



吉川小学校生徒たちの田植え（平成19年掲載）



千代川町でお米の収穫作業（令和4年掲載）

農業委員会への申請 について

農地を相続したときの届出

相続によって農地を取得した人は、農地の所在する農業委員会へ名義変更届を提出することが義務付けられています。法務局にて相続登記が完了したあと、農業委員会へ変更届を提出してください。届出書の様式は市のＨＰにも掲載していますので、ご活用ください（農地法第３条の３第１項届出書）。

耕作証明の発行

耕作証明は、軽油の減免申請等で必要となる書類です。耕作証明の申請にあたっては、本人確認書類をご持参ください（手数料300円）。

同一世帯員以外の方が申請される場合、委任状が必要となります。申請書の様式は市のＨＰにも掲載していますので、ご活用ください。

非農地証明の発行

非農地証明とは、登記地目が農地でありながら、農地法施行以前（昭和27年10月施行）に農地転用されたもの、自然災害等により農地として利用できないもの、耕作不適などやむを得ない事情により概ね20年以上耕作放棄され農地への復元ができないものについて発行する証明書です。

非農地証明発行にあたりましては農業委員会の総会における承認が必要となります。申請される際は事前に農業委員会事務局にご相談ください（手数料300円）。

残存小作地の賃貸借契約

戦後の農地改革により、多くの農地が地主から小作人に売り渡されましたが、現在も契約関係が残っている土地があります。

農地法の改正により契約者が小作契約の内容を農業委員会に通知することは不要となりましたが、更新事務を行わない場合でも、双方の合意解約がない限り権利は継続されます。

小作契約の解約については、農業委員会へ届出が必要です。

農地の貸借を申請、または解約する場合

農地の貸借契約をする場合、農業委員会へ解約申請が必要になります。

申請をする際には、双方合意のもと農業委員会（農地中間管理機構を介した貸借の場合農林振興課）に解約申請をしてください。

農地法に関する各種許可申請

農地法第３条……農地の売買、貸し借り（農地法３条に基づくもの）等をするための手続き。

農地法第４条……農地の所有者が自らの用（住宅、倉庫等）に供するために、所有する農地を農地以外の地目に変更するための手続き。

農地法第５条……第三者（個人または法人）が農地以外の用（住宅、倉庫等）に供するために、農地の所有者から所有権を取得したり、賃貸借または使用貸借による借り受けを行い、農地を農地以外の地目に変更するための手続き。

農地転用は許可申請等の手続きが必要です。許可等を得ずに転用行為を行うことはできません。

各申請手続きについては、申請者や農地等の状況により必要となる書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください！

地域計画のブラッシュアップについて

地域計画は、これまで地域のみなさんが守ってきた農地について、「将来的にそれぞれの農地を誰が耕作し、守っていくのか」を明確にするためのものです。

令和5年4月の法改正により、全国の市町村は令和7年3月末までの策定が義務付けられました。

亀岡市においては、町単位の全18地区で地域計画が策定されたところです。

地域計画のQ & A

Q なぜ地域計画の策定が必要なのですか。

A 地域の現状や課題を明確にするためです。

全国的に農業者の高齢化が進んでおり、亀岡市も例外ではありません。また、相続などにより地域外に農地所有者がいる事例も増えつつあります。

近所の農地が勝手に資材置き場になっていたり、雑草だらけになっていても誰と話し合えばいいか分からないということを防ぐためにも、地域として将来的に守っていく農地を決めておく必要があります。

Q 地域計画のブラッシュアップとは何ですか。

A 地域計画は一度策定して終わりではなく、繰り返し見直す必要があります。

計画を実施すると、途中で「農業の担い手の意向が変わった」「担い手の高齢化が進んだ」などの理由で地域計画を再検討し、地域計画の更新をしなければいけないときがあります。

この更新・再検討作業が、地域計画のブラッシュアップです。

Q 地域計画のブラッシュアップをするために必要な作業、調査は何ですか。

A 農地の利用状況の再確認、農業の担い手の意向調査、計画で定めた将来像や面積の見直し、計画図や区域の修正など、これらの作業が必要となります。

Q 地域計画のブラッシュアップは、どれくらいの頻度で行えばよろしいですか。

A 毎年度1回以上を目安としています。ただし、必要があれば随時見直してください。

Q 地域計画のブラッシュアップについて質問をしたいのですが、どこに問い合わせたらいいいですか。

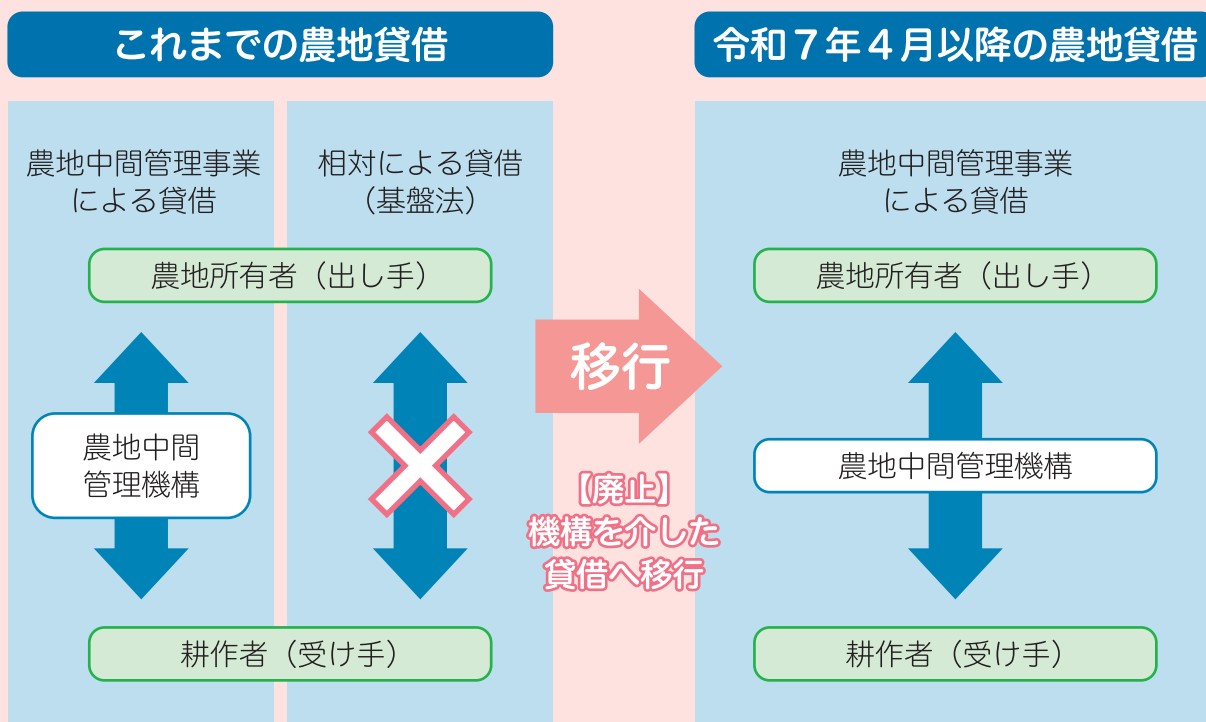
A 亀岡市役所農林振興課営農推進係（0771-25-5035）にお問い合わせください。また、農林水産省のホームページも参考にしてください。

亀岡市では、地域の農業者のみなさんと一緒に、地域計画のブラッシュアップを考えます。農地の現状や将来の農地利用の目標や意向についても随時調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

農地の貸借方法が変わりました

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴って、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月以降の農地の貸借は「農地中間管理機構を介した農地貸借」に移行しています。

- 利用権設定事業（相対）の農地貸借については、将来の目指すべき農地利用の状況を示した「地域計画」に基づく、農地中間管理機構による貸借に移行します。
利用される場合は、農地所有者（出し手）と耕作者（受け手）が合意のもと、農業委員会へ申請してください。
- 利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の耕作者が「地域計画」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます（掲載がない場合でも、地域計画を変更すれば貸借を行えます）。
- 所有する全ての農地（自作のうちで10アール未満のものを除く）を新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、固定資産税の課税標準額が1/2に軽減される特例があります（10年以上の貸し付けで3年間、15年以上の貸し付けで5年間軽減）。



※すでに権利設定がされている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効です。

※賃借の対象は市街化区域以外の農地です。農地法第3条に基づく賃借については、変更はありません。

※亀岡市内の地域によっては、地元の農業関連団体に情報共有の上で申請が必要な場合があります。農地中間管理機構を介した貸付事業をご検討の方は、農家組合や営農組合に一度ご相談したうえで申請してください。

農業委員会の活動について

市内各町で農地パトロールを実施



【農地パトロールの様子】

農業委員会では、遊休農地の実態把握と無断転用の早期発見・解消を図るため、毎年農地パトロールを実施しています。

パトロールの結果は各地区の関係者で共有し、耕作放棄地となっている農地に対しては草刈り等の指導を行っています。

農地を手入れされない状態が続くと、病害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所になり、農作物の栽培に影響が生じ、近隣農地に被害が及ぶこととなります。農業者の皆様は、引き続き農地の適正な管理をよろしくお願いいたします。

「亀岡市農業等施策及び予算に関する要望書」を市長に提出

令和7年10月24日、桂川市長に対して亀岡市の農業が抱える課題解決に向けて農業者の意見を反映していただくよう要望書を提出しました。

要望書の内容は、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員の意見、要望について審議を行い決定した内容です。



【要望書の主な項目】

- 1 地域計画の実現に向けた支援
- 2 集落営農組織に対する支援体制の強化
- 3 担い手の確保と支援
- 4 小規模農地・農家に対しての助成
- 5 鳥獣害等対策
- 6 水田活用交付金事業及び多面的機能支払交付金事業の条件緩和措置
- 7 肥料等価格高騰対策及び堆肥の生産支援と散布に係る費用支援
- 8 自然災害や高温対策に対する助成
- 9 消費者・生産者の理解促進に必要な施策について

農業者年金制度のお知らせ

～農業者年金に加入しませんか～

○農業者年金の加入資格は3つだけ

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間 60 日以上
農業に従事

国民年金第 1 号
被保険者

20 歳以上
65 歳未満

○保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。

さらに、加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。

○「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80 歳前に死亡した場合は、80 歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族の方が受け取れます。

農地賃借料情報

農地の賃借料は、それぞれの農地の耕作条件などにより、貸し手・借り手双方の話し合いで決めていただくものです。ここに掲載する賃借料情報は、あくまでも話し合いの際に目安にさせていただくためのものであり、賃借料の金額を強制するものではありません。

区分	データ数 (件)	賃借料（10 a 当たり）別のデータ数（件）		
		5,000 円未満	5,000 円以上 10,000 円未満	10,000 円以上
賃貸借	29	5	7	17
使用貸借（無償）	255			

※このデータは令和7年度に賃借された内容です。ただし物納は集計の対象にしていません。

亀岡市の有機農業について

亀岡市は、古くから「京の台所」として、また現在でも京野菜の主要産地として、京都の農業において大きな位置を占めています。世界的に気候変動が深刻さを増す中で、これまで営んできた食と農を、生産から消費までの食料システム全体で捉えて持続可能なものとしていくために、本市の特徴を活かした取り組みを積極的に進めていく必要があります。



そこで亀岡市では、農業由来の環境負荷を低減させるため、地域全体で有機農業を推進することとし、「オーガニックビレッジ」を宣言しました。また有機農業の推進に向けて、給食への有機農産物の導入拡大や有機農業者の育成プログラムなどを実施することとしました。

給食への有機農産物の導入拡大については、比較的取り組みやすいお米からスタートさせ、令和6年度は小学校給食での有機米使用率は50%を超えるまでになってきています。野菜の導入も、市内の有機農家の協力を得る中で着実に増えています。

また、有機農業者を育成するために、有機農業に特化した亀岡オーガニック農業スクールを令和6年に開校しました。スクールでは専業農家を目指す方向けのプロ養成コース、家庭菜園プラスアルファや半農半X（農業と他の仕事を兼ね合わせた暮らし）の方が対象のスタディコース、座学のためのオンラインコースの3コースを用意し、令和7年も30人を超える方が受講されています。

その他、毎年10月に開催している「アグリフェスタ」などのイベントを通じて、本市有機農業のPRに努めています。今後の展開にご期待ください。

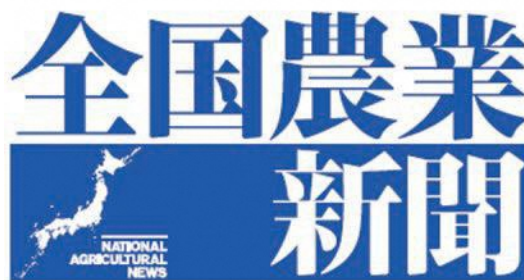
編集後記

今号では、地域計画のブラッシュアップやオーガニックビレッジ宣言など、農業のこれからを支える取り組みや、亀岡市独自の農業施策をご紹介いたしました。持続可能な農業の実現には、農地の将来像を地域で共有していくことが大切です。

また令和7年、亀岡市は市制70周年という節目を迎えました。地域農業を支えていただいている皆さまに深く感謝申し上げますとともに、農業委員会としても新たな気持ちで取り組んでまいります。

委員長 堀井 恭子

全国農業新聞を読んでもみませんか？
最新の農業ニュースをお伝えします！



週刊金曜日発行月700円（消費税込）

購読の申込みは、地域の農業委員会委員または、農業委員会事務局（電話25-5059）へ

農業委員会だより 広報委員

委員長 堀井 恭子

・俣野 和俊 ・岩田 和治 ・中川 喜之 ・堀下 孝次 ・大石 守 ・大西 良昭
・河本 隆一 ・渡邊 武 ・待田 浩行 ・中澤加寿子 ・笹原 法明